16　令和元年度に限り、人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下この項において「特例地域手当支給総額」という。）を上回る市町村（地域手当支給総額が特例地域手当支給総額以下となる市町村に準ずるものとして総務大臣が認める市町村を除く。）にあつては、第五条第一項第四号イ及び前項において準ずるものとされる第四条第一項第三号ホの規定による算定額は、これらの規定にかかわらず、地域手当支給総額から特例地域手当支給総額を控除して得た額（以下この項において「特例地域手当超過支給額」という。）に、第四条第一項第三号ホに準じて算定した額から特例地域手当超過支給額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

17　令和元年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二二を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十八億六千四百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第二十一項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和元年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

14　平成三十年度に限り、人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下この項において「特例地域手当支給総額」という。）を上回る市町村（地域手当支給総額が特例地域手当支給総額以下となる市町村に準ずるものとして総務大臣が認める市町村を除く。）にあつては、第五条第一項第四号イ及び前項において準ずるものとされる第四条第一項第三号ホの規定による算定額は、これらの規定にかかわらず、地域手当支給総額から特例地域手当支給総額を控除して得た額（以下この項において「特例地域手当超過支給額」という。）に、第四条第一項第三号ホに準じて算定した額から特例地域手当超過支給額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

15　令和元年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二二を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十八億六千四百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第二十一項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額